

CRIADOR FUTSAL CLUB

規約

- (第1条 正式名称) 『特定非営利活動法人クリアドールエスポルテス』とし、
(以下本クラブ) 本クラブが管理運営を行うものとする。
- (第2条 所在) 運営事務局は、
大阪府豊中市曾根東町1丁目10番3号
『CRIADOR FUTSAL CLUB事務局』に置く。
- (第3条 目的)
本クラブはフットサルの普及、健康維持を図り地域社会のスポーツ振興に寄与しフットサルを通じて基本的な社会道徳を学び会員相互の親睦並びにスポーツライフの充実を図る事を目的とする
- (第4条 創立年月日)
本クラブの創立年月日は平成25年4月1日とする。
- (第5条 入会資格) 本クラブに入会するものは、次の要件を備えてなければならない。
i)本クラブの主旨に賛同するものである事。
ii)本クラブの規約を厳守すること。
- (第6条 入会手続き)
本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに基づき本クラブ事務局に申し込みを行う。(コーチでも可)また入会申し込みは随時受け付けるものとする。
- (第7条 会費) 会費は次のものをいう
i)入会金...入会時に支払うものとする
ii)月会費...翌月分を当月20日にゆうちょ自動払込にて支払う
iii)継続費...既存会員継続時(毎年3月)に金額3,000円支払うものとする
iv)休会費...期間中在籍確保の為毎月金額2,000円を支払うものとする
但しその場合怪我ややむを得ない場合にはそのかぎりではない。
- (第8条 会費の納入)会費の納入は次の通りとする
i)ゆうちょ銀行口座間にてクラブ口座へ自動払込(要手続き)